

お 知 ら せ

1. 宿泊施設の利用

元組合員及びその家族が、公立学校共済組合等の宿泊施設を利用する場合、「宿泊施設特別利用者証」を利用施設へ提示することにより、在職中と同様の組合員料金で利用することができます。

2. 組合員貸付金の未償還金等の取扱い

退職時に共済組合や互助組合の貸付金の未償還元金がある場合、退職手当から未償還元利金相当額（未償還元金+経過利息）を控除いたします。

なお、退職手当から控除してもなお不足が生じる場合は、「払込依頼書」を送付しますので、指定した納付期日までにお振り込みください。

3. 住宅貸付の団体信用生命保険の手続

住宅貸付を借りて団体信用生命保険（だんしん）制度に加入されている場合、退職し、償還完了後は適用がなくなります。

適用期間に未経過の期間がある場合には、保険料充当金の月割りによる返戻があります。

この場合、返戻金は保険料を引き落とした口座に送金（7月頃）されるとともに「保険料充当金返戻のご通知」が共済組合本部から郵送されます。

なお、この手続きは共済組合が行いますので、手続き不要です。

4. 財形貯蓄の取扱い

財形貯蓄をしている場合、退職後は積立てが停止されますので、契約している金融機関に連絡してください。

なお、契約している金融機関及び財形貯蓄の種別は、契約時に受領された「契約書」又は毎年金融機関から発行されている「残高通知書」により確認してください。

5. 福祉保険制度（ファミリ一年金・傷病休職給付金・医療費支援制度・元気づくりサービスコース）の取扱い

令和7年度末退職者（令和8年4月1日に組合員資格を喪失した人）から、退職時の年齢に関わらず退職後（組合員資格喪失後）も「福祉保険制度」への継続加入が可能となっています。

退職時期により、退職後に關するご案内時期、手続きが異なります。

なお、以下のいずれの場合でも傷病休職給付金は退職月の月末をもって脱退となります。

(1) 定年退職者（常勤再任用満了者も含む）の方

退職後も引き続き加入できます。（令和8年10月31日まで保障期間が継続）

脱退のお申出がない場合は、令和8年11月1日以降も自動更新※となります。

(2) 定年以外による退職者（早期退職者、出向者）の方

退職後も引き続き加入できます。（令和8年10月31日まで保障期間が継続）

脱退のお申出がない場合は、令和8年11月1日以降も、自動更新※となります。

なお、所属する支部からの退職報告に基づき、定年以外の理由により、年度末で退職する対象者には、令和8年7月頃、年度途中で退職する対象者には、退職の2ヵ月後に案内書類が送付されます。

手続きに関する詳細については、これらの案内書類でご確認ください。

※保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）以後、毎年更新

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般	0120－778－599	月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 10：00～16：00
	登録内容の変更等		
請求相談センター	給付金の請求	0120－660－998	

6. アイリスプランの取扱い

(1) 年金コース

年度末時点で満60歳以上の退職予定者へは、12月末頃に自宅あてに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、その案内に従って手続きを行ってください。

年度末時点で満60歳未満の退職予定者は、下記の教職員生涯福祉財団サービスセンターまでご連絡ください。

(2) 医療・日常事故コース

退職後も加入を継続できます。

医療入院コースは満90歳まで、日常事故補償コースは生涯にわたり継続できます。

(3) 介護保障コース

教職員共済生協との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース	0120－491－294	月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 10：00～17：00
	医療・日常事故コース		
株式会社一つ橋 サービス	介護保障コース	0120－878－626	

請求に必要な書類

1. 医 療 給 付

番号	必 要 書 類	部 数	確 認 事 項
①	任意継続組合員申出書 (加入を希望する者)	1 部	様式あり
②	共済組合資格証明依頼書 (必要な方のみ)	1 部	様式あり

※ 家族の被扶養者・国保に加入する人は、②「共済組合資格証明依頼書」を提出してください。

2. 退 職 手 当

番号	必 要 書 類	部 数	確 認 事 項
①	退職手当請求書	1 部	様式あり
②	振込口座の通帳（写）	1 部	
③	退職所得の受給に関する申告書兼 退職所得申告書	1 部	様式あり
④	給与支払報告特別徴収にかかる 給与所得者異動届出書	2 部	様式あり
⑤	市町村民税・県民税特別徴収税額 通知書（写）	1 部	
⑥	出産（出生）証明書等	1 部	
⑦	退職後就業（予定）等申出書	1 部	様式あり

※④ 普通徴収切替済の方は、届出書の（ア）欄に「普通徴収」と記入し提出してください。

※⑤ 特別徴収の対象者（市町村から所属を通じて送付済）

※⑥ 平成4年4月1日以降に育児休業期間がある方のみ（A）母子健康手帳「出生届出済証明書」
ページの写し又は（B）戸籍抄本（育児休業取得に係る子の生年月日及び育児休業取得者との続
柄を確認できる内容。写し可）を提出してください。

※⑦ 年度末に60歳に到達していない普通退職者は提出必要。

3. 年 金 関 係

番号	必 要 書 類	部 数	確 認 事 項
①	退職届書	1 部	

書類の提出期日

医療給付関係・・・・資料に記載の期日

退職手当関係・・・・2月16日（月） ~~※退職手当関係書類は簡易書留で郵送してください。~~

年金関係・・・・事務連絡で案内している期日

送付先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会福利厚生課

問い合わせ先

退職手当・公災担当（退職手当、財形貯蓄）	電話（088）621-3175
給付・年金第一担当（任意継続組合員の制度に関すること）	電話（088）621-3176
給付・年金第二担当（共済年金）	電話（088）621-3182
企画調整担当（任意継続掛金）	電話（088）621-3179
健康支援担当（福祉保険制度、アイリスプラン）	電話（088）621-3179
貸付担当	電話（088）621-3179

資格確認書等の返却

交付している資格確認書を含む全ての各種証等を4月3日（金）までに、給付年金第一担当へ返却してください。

公立学校共済組合友の会について

公立学校共済組合友の会についての PR 動画 (URL・QR コード) になります。
動画をご覧になって興味を持たれた方は、ぜひ入会をご検討ください。

(1) 友の会入会のご案内（友の会事業案内）

<https://api01-platform.stream.co.jp/apiservice/plt3/NjQyNg%3d%3d%23MTk4Mw%3d%3d%23280%23168%230%233FE6A0DBE400%23MDoyOjc6YTpmOzEwOzEwOzEw%23>



(2) 未来の先生応援プロジェクト（友の会奨学金事業）について

<https://api01-platform.stream.co.jp/apiservice/plt3/NjQyNg%3d%3d%23MTk4NA%3d%3d%23280%23168%230%233FE6A0DBE400%23MDoyOjc6YTpmOzEwOzEwOzEw%23>

